

(様式 2)

「桐生市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
(案)の骨子」に対する意見提出手続の結果

- 1 意見の募集期間 平成 26 年 6 月 23 日 (月) ～7 月 22 日 (火)
 2 意見の提出者数 1 人 (直接 人、ファクシミリ 1 人)
 3 意見の件数 1 件
 4 担当部課 教育部学校教育課
 電話 (0277) 46—1111 (内線 688)
 ファクシミリ (0277) 46—1109
 電子メール gakko@city.kiryu.lg.jp

5 提出された意見の要旨と考慮の結果

1 項目 (利用者負担額等の受領) に関する意見

| 番号 | 意見の要旨 | 考慮の結果 (意見に対する市の考え方) |
|----|---|--|
| | <p>子どもの通っている園から、来年度の保育料について、当方は保育料が現在の 4 倍程度になってしまう可能性があることを聞いた。通園させるのが非常に厳しくなる家庭が増えると感じている。</p> <p>保育料負担が増加することだけはないよう検討いただきたい。地方は好景気の恩恵をなかなか受けられない。地方自治の重要性が一層大切である。子育てについても市民を守る政策を期待する。</p> | <p>利用者負担額については、現行制度の負担額の水準と、国の示す基準額をもとに、只今市で検討を進めているところです。</p> <p>本意見を貴重なご意見として受け止め、利用者のためになる事業運営に努めて参ります。</p> |